慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ASEANにおける非関税措置と貿易・投資円滑化：その経済学的評価
Sub Title	Non-tariff measures and trade and investment facilitation in ASEAN : evaluation from the economic perspective
Author	安藤, 光代(Ando, Mitsuyo)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2009
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.52, No.2 (2009. 6) ,p.37- 60
JaLC DOI	
Abstract	本論文は，ASEANにおける非関税措置および貿易・投資円滑化の実態を経済学的視点から分析したものである。非関税措置については，国際比較可能な細品目レベルでのデータをもとに措置別・産業別frequency ratioをもとめ，どのような非関税措置がどの程度どのような分野で適用されているかを詳細に分析した。また，貿易・投資円滑化においては，複数のサーベイを用いてその現状を評価・検証した。さらに，ASEAN経済共同体設立に向けたASEAN の取組にも言及し，非関税措置の削減・撤廃やさらなる貿易・投資円滑化のために何が必要で，何か期待されているのかを議論した。 非関税措置については，国によってその適用方法が異なるが，様々な障害が存在し，保護したい品目ほど複雑な保護体系になっており，明示的な貿易障壁だけでなく，非明示的な障壁も多いことが明らかになった。非関税措置の性質上，すべての措置の存在を完全に捉えることは難しいものの，実存する非関税措置を顕在化させることが重要である。非関税措置の中には多角的な枠組みの中でその利用が認められているものや何らかの理由で正当化されうるものも含まれるが，恣意的にそれらが運用されれば偽装した貿易保護手段となりうる。複数の非関税措置を併用することで，実費のみならず，その行政的な費用・時間的な費用が発生することをよく認識し，より自由な貿易・投資環境を整えていくべきである。 貿易・投資円滑化は，製造業，中でも機械産業を中心に国際的な生産・流通ネットワークを急速に発展させてきた東アジアにおいて，とりわけ重要である。さらなる経済統合を目指すためには，そして，生産ネットワークをより一層発展させるためには，多面的な貿易・投資円滑化が必要である。貿易・投資円滑化は決して容易なものではないが，そのための突破口として，ASEANシングル・ウィンドウの実現には是非とも期待したい。 This paper analyzes the pervasiveness of non-tariff measures (NTMs) and issues for various trade and investment facilitation in ASEAN from the economic perspective. To investigate patterns of NTMs, we calculate by type and sector frequency ratios by using data at the finely disaggregated level of tariff lines and demonstrate their features. In addition, to clarify issues for trade and investment facilitation, we employ several surveys and evaluate business environment. Furthermore, we discuss ASEAN's efforts on these areas toward the establishment of ASEAN Economic Community. The paper concludes with policy implications to reduce/eliminate NTMs and enhance trade and investment facilitation.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20090600-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic

societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ASEANにおける非関税措置と貿易・投資円滑化−その経済学的評価−
Non-tariff Measures and Trade and Investment Facilitation in ASEAN ―Evaluation from the Economic Perspective―

安藤 光代（Mitsuyo Ando）

本論文は、ASEANにおける非関税措置および貿易・投資円滑化の実態を経済学的視点から分析したものである。非関税措置については、国際比較可能な細品目レベルでのデータをもとに措置別・産業別 frequency ratio をもとめ、どのような非関税措置がどの程度どのような分野で適用されているかを詳細に分析した。また、貿易・投資円滑化においては、複数のサーベイを用いてその現状を評価・検証した。さらに、ASEAN経済共同体設立に向けたASEANの取組にも言及し、非関税措置の削減・撤廃やさらなる貿易・投資円滑化のために何が必要で、何か期待されているのかを議論した。
非関税措置については、国によってその適用方法が異なるが、様々な障害が存在し、保護したい品目ほど複雑な保護体系になっており、明示的な貿易障壁だけでなく、非明示的な障壁も多いことが明らかになった。非関税措置の性質上、すべての措置の存在を完全に捉えることは難しいものの、実存する非関税措置を顕在化させることが重要である。
非関税措置の中には多角的な枠組みの中でその利用が認められているものや何らかの理由で正当化されうるものも含まれるが、恣意的にそれらが運用されれば偽装した貿易保護手段となりうる。複数の非関税措置を併用することで、実費のみならず、その行政的な費用・時間的な費用が発生することをよく認識し、より自由な貿易・投資環境を整えていくべきである。
貿易・投資円滑化は、製造業、中でも機械産業を中心に国際的な生産・流通ネットワークを急速に発展させてきた東アジアにおいて、とりわけ重要である。さらなる経済統合を目指すためには、そして、生産ネットワークをより一層発展させるためには、多面的な貿易・投資円滑化が必要である。貿易・投資円滑化は決して容易なものではないが、そのための突破口として、ASEANシングル・ウィンドウの実現には是非とも期待したい。
This paper analyzes the pervasiveness of non-tariff measures (NTMs) and issues for various trade and investment facilitation in ASEAN from the economic perspective. To investigate patterns of NTMs, we calculate by type and sector frequency ratios by using data at the finely disaggregated level of tariff lines and demonstrate their features. In addition, to clarify issues for trade and investment facilitation, we employ several surveys and evaluate business environment. Furthermore, we discuss ASEAN's efforts on these areas toward the establishment of ASEAN Economic Community. The paper concludes with policy implications to reduce/eliminate NTMs and enhance trade and investment facilitation.

三田商学研究
第52巻第2号
2009 年 6 月

2009年 4 月14日掲載承認

ASEAN における非関税措置と貿易・投資円滑化

――その経済学的評価――

安　藤　光　代

＜要　　約＞

本論文は，ASEAN における非関税措置および貿易・投資円滑化の実態を経済学的視点から分析したものである。非関税措置については，国際比較可能な細品目レベルでのデータをもとに措置別・産業別 frequency ratio をもとめ，どのような非関税措置がどの程度どのような分野で適用されているかを詳細に分析した。また，貿易・投資円滑化においては，複数のサーベイを用いてその現状を評価・検証した。さらに，ASEAN 経済共同体設立に向けた ASEAN の取組にも言及し，非関税措置の削減・撤廃やさらなる貿易・投資円滑化のために何が必要で，何か期待されているのかを議論した。

非関税措置については，国によってその適用方法が異なるが，様々な障害が存在し，保護したい品目ほど複雑な保護体系になっており，明示的な貿易障壁だけでなく，非明示的な障壁も多いことが明らかになった。非関税措置の性質上，すべての措置の存在を完全に捉えることは難しいものの，実存する非関税措置を顕在化させることが重要である。非関税措置の中には多角的な枠組みの中でその利用が認められているものや何らかの理由で正当化されうるものも含まれるが，恣意的にそれらが運用されれば偽装した貿易保護手段となりうる。複数の非関税措置を併用することで，実費のみならず，その行政的な費用・時間的な費用が発生することをよく認識し，より自由な貿易・投資環境を整えていくべきである。

貿易・投資円滑化は，製造業，中でも機械産業を中心に国際的な生産・流通ネットワークを急速に発展させてきた東アジアにおいて，とりわけ重要である。さらなる経済統合を目指すためには，そして，生産ネットワークをより一層発展させるためには，多面的な貿易・投資円滑化が必要である。貿易・投資円滑化は決して容易なものではないが，そのための突破口として，ASEAN シングル・ウィンドウの実現には是非とも期待したい。

＜キーワード＞

ASEAN，非関税措置，貿易・投資円滑化，frequency ratio，ASEAN 経済共同体

1．はじめに

非関税措置は，世界の貿易体制や個々の国々に対して，関税以上に大きな経済的損害を与えると一般的に認識されている（Bosworth, 1999）[1]。主として先進国においては，多角的貿易交渉を通じて関税が削減される一方で，それに代わる国内産業保護の手段として非関税措置が急増してきた。とりわけ関税の削減が進んだ1970年代，80年代に非関税措置が著しく増加あるいは顕在化したと言われている。どれほど関税削減を実現しようとも，それに代わる別の方法が貿易自由化の促進と社会的厚生の上昇を妨げるのであれば，関税削減の意味はなくなってしまう。

関税の場合，基本的には関税率という形で障壁の高さを把握できるため，その引き下げ交渉は比較的容易である。それに比べ，非関税措置の場合には，国内産業保護の手段として社会的厚生に重大な損失をもたらし得るにもかかわらず，価格上昇への影響やその他の保護的効果がはっきりしない。このような不透明性ゆえに，それらを規制し監視するのが非常に難しい。一方で，このような不透明性は，国内生産者保護に関心を持つ政府や産業にとっては，魅力的でもある。

発展途上国においては，非関税措置の存在そのものが十分に把握されてこなかった。しかし，現実の国際貿易の実態を見ると，さまざまな障害が存在していることは明らかである。また，非関税措置と言っても，必ずしも明確にルール化されずに恣意的な解釈や不統一な運用をされているものも多く，また行政能力の不足が結果として障壁となっている場合もあるものと考えられる。

本論文では，ASEAN 諸国が実際どのような非関税措置をどの程度，どのような分野で適用しているのかを，インヴェントリー・アプローチと呼ばれる分析方法の一つである frequency ratio を用いて，明らかにする。非関税措置の削減・撤廃を考えるならば，実際，どのような形で関税に代わる保護の手段がとられているのかを具体的に把握しなければならない。

また，本論文では，非関税措置を含むさまざまな見えにくい障壁の撤廃を試みるものとして位置づけられる貿易・投資円滑化についても議論する。貿易・投資円滑化は東南アジアあるいは東アジアにおいてとりわけ重要である。ASEAN 諸国を含む東アジアでは，1990年代以降，製造業，その中でも機械産業を中心に，国際的な生産・流通ネットワークが急速に発展してきた。生産ネットワークは他の地域でも見受けられる。しかし，東アジアの生産ネットワークの場合には，(i) 各国経済における重要性，(ii) 様々に異なる所得水準にある数多くの域内国から構成されているという広域性，(iii) 異なる企業国籍の企業を巻きこみつつ，企業内取引のみならず企業間取引をも柔軟に活用しているという精緻な企業内・企業間組織という点で，他地域のそれとは異なる特徴を有している（Ando and Kimura, 2005）。

1） 非関税措置とは，貿易制限あるいは貿易コスト上昇をもたらす関税以外のすべての措置のことである。そこには，貿易パターンを歪めるという観点から，輸入割当などの貿易制限的な措置だけでなく，輸出補助金のような貿易拡大的な措置も含まれる。また，国境での恣意的な行政手続き等による非公式な貿易障壁もある。貿易制限的なものに限らないという意味で，非関税障壁の代わりに非関税措置という言葉を用いることもあるが，一般的にはこれらは同義なものとして使われている。ただし，狭い意味で明示的に貿易制限的なものだけを指すために，敢えて非関税障壁という言葉が用いられることもある。

上記のような広域に渡る生産ネットワークが東アジアで発展してきた背景には，関税・非関税措置といった貿易障壁の削減のみならず，輸出品製造のための輸入免税措置をはじめとした様々な貿易・投資円滑化措置の活用がある。この地域における生産ネットワークをさらに発展させていくためにも，より一層の貿易・投資円滑化が必要である。本論文では，複数のサーベイをもとに，ASEAN諸国に対してどのような円滑化が期待されており，今後どのような円滑化がさらに必要であるのか考えてみたい。

本論文の構成は以下の通りである。第2節ではASEAN諸国における非関税措置の実態を分析し，第3節では貿易・投資円滑化の問題点とその評価を議論する。続く第4節では，このような非関税措置の削減・撤廃やさらなる貿易・投資円滑化の実現のために，2015年のASEAN経済共同体（AEC）設立に向けて，ASEAN諸国がどのように取り組もうとしているのかについて言及し，第5節で本論文を締めくくる。

2．ASEANにおける措置別・産業別非関税措置の実態

現在のASEAN諸国では，どのような非関税措置がどの程度どのような分野で適用されているのだろうか。非関税措置の削減を推進するためにも，まずは現状を認識することが必要不可欠である。本節では，ASEAN諸国において実際に観察される非関税措置と，その適用範囲の特徴を見ていく。

2．1　適用措置の種類

表1は，ASEAN事務局提供の非関税措置データをもとに，ASEAN諸国から報告された非関税措置を列挙した非関税措置リストである[2)]。同表では，UNCTADの非関税措置分類を基本として，非関税措置を，1．準関税措置，2．金融規制措置，3．自動輸入許可措置，4．数量規制措置，5．独占的措置，6．技術的措置に大別し，さらに4．数量規制措置と6．技術的措置については，報告された非関税措置のタイプに応じて，中分類を設けている[3)]。具体的には，4．数量制限措置を1）非自動輸入許可，2）輸入割当，3）輸入禁止，4）事業特殊制限に，6．技術的措置を1）技術的基準・認証，2）船積み前検査に分類し，さらに1）技術的基準・認証を1a）ラベリング・

2）　現在，ASEAN事務局のホームページから各国の非関税措置データベースが入手できる（http://www.aseansec.org/16355.htm）。

3）　非関税措置の範囲においては，厳密なコンセンサスが得られていないため，非関税措置分類によってその対象範囲が異なる。例えば，Deardorff and Stern（1998）やBaldwin（1970）の非関税措置分類では，輸入のみならず輸出や生産に対する措置に加え，貿易を制限し得る国内の規制措置も考慮されており，その対象範囲がUNCTADの分類よりも幅広い。これらの分類で対象とされている非関税措置の比較や，GATT/WTOおよび主要な自由貿易協定（FTAs）等で対象とされている非関税措置の比較については，Ando（2005）を参照のこと。なお，UNCTADの非関税措置分類には，大分類項目として価格規制措置も含まれるが，ASEAN諸国から報告された措置の中には該当項目がなかったため，表1では省略している。UNCTADによる貿易制限措置の分類とその詳細については，UNCTADのHP（http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intItemID=2188&lang=1）をみてほしい。

梱包・マーキング要求，1b）テスト・検査・検疫要求，目的別の1i）安全規格・工業標準，1ii）保健衛生規制・品質規格，1iii）衛生植物検疫（SPS）措置，1iv）その他にわけている。

表１　ASEAN 諸国における非関税措置リスト

非関税措置：大分類	非関税措置：中分類			ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
1. 準関税措置	追加的税・課徴金，売上税・物品税					○				○	○		○
2. 金融規制措置	輸入における複数の為替レート								○				
3. 自動輸入許可措置	自動輸入許可			○	○	○		○			○	○	○
4. 数量制限措置	非自動輸入許可			○	○	○		○	○	○	○	○	
	輸入割当			○		○		○	○	○		○	○
	輸入禁止			○	○	○		○		○	○	○	○
	事業特殊制限											○	
5. 独占的措置	独占的主体による輸入					○		○		○			○
6. 技術的措置	技術的基準・認証	ラベリング・梱包・マーキング要求		○		○					○	○	○
		テスト・検査・検疫要求		○		○		○	○	○	○	○	
		目的別	安全規格・工業標準			○	○	○	○	○	○	○	
			保健衛生規制・品質規格	○	○	○	○	○	○		○	○	○
			衛生植物検疫（SPS）措置	○		○		○		○		○	
			その他				○						○
	船積み前検査			○		○				○	○	○	

データ出所：ASEAN 事務局提供の非関税措置データをもとに，筆者作成。
注：非関税措置の大分類は UNCTAD の非関税措置分類に準拠している。ただし，UNCTAD の大分類に含まれている価格規制措置については，該当項目がなかったため省略した。

いずれの措置も，貿易制限や貿易コストの引き上げをもたらす可能性がある。もちろん，これらのすべてが明示的な貿易障壁であるとは言えないし，これらの中には，GATT/WTO 等でその利用が認められているものや正当化されうるものも含まれている。しかし，政府が国内生産者を保護するためにこれらの措置を恣意的に運用すれば，いずれも間違いなく偽装した貿易保護手段となる。

ここで留意すべきは，この非関税措置リストがすべての非関税措置の存在を捉えているとは限らないということである。非関税措置の情報を詳細に提供している国もあれば，非関税措置を非関税措置だと認識していない，非関税措置の実態を十分に把握していない，あるいは非関税措置の存在を報告したがらない国もあるだろう。例えば，カンボジア，ラオス，ミャンマーのように，報告された非関税措置の種類が極端に少ないときには，データ上の実施措置が少ないからと言って実際の貿易障壁が少ないとは限らない[4)]。関税以外のあらゆる貿易歪曲的な措置が含まれる非関税措置の場合には，その範囲を厳密に定めることが難しく，それ故に，常にこのような問題に直

4）一般的には，発展段階の低い発展途上国ほど，国内産業保護の手段として，非関税措置というよりは関税に依存する傾向がある。注11）で詳しく触れるこれら３カ国の MFN 関税をみると，カンボジアとラオスの関税は他の ASEAN 諸国よりも高い。一方で，ミャンマーの関税はそれほど高くない。しかし，後述するように，この国では，そもそも貿易すること自体を困難にするような貿易阻害的措置が実施されている。

面してしまう。しかし，まずは，存在する非関税措置を顕在化させることが重要であり，それが非関税措置の削減・撤廃のための第一歩につながるはずである。そういう意味で，ASEAN10カ国すべてが非関税措置の情報を提示していること自体，評価できる。

2．2　適用範囲の特徴

本節では，インヴェントリー・アプローチと呼ばれる分析方法の一つである frequency ratio を用いて，ASEAN 諸国において，どのような非関税措置がどの程度，どのような分野で適用されているのかを検証する。Frequency ratio とは，（実際に輸入されているか否かに関わらず）どれだけの割合の品目に非関税措置が課されているかという，非関税措置の適用範囲を示す指標である。具体的には，i 産業（商品）における j タイプの非関税措置の frequency ratio（F_{ji}）は，次のように求められる。

$$F_{ji}(\%) = T_{ji} / T_i \cdot 100$$

ここで，T_iは i 産業（商品）に属する関税品目総数を，T_{ji}は i 産業（商品）に属する関税品目のうち j タイプの非関税措置が適用されている関税品目数を示している。この方法には，非関税措置による価格，生産，消費，貿易等への経済的影響の大きさがわからない，措置ごとに異なるはずの貿易歪曲的効果の大きさや保護効果の高さの違いを考慮できないなどの欠点もある。しかし，非関税措置の実態を把握するためには，最も有効な手法の１つである。

表２は，ASEAN 各国における措置別 frequency ratio および ASEAN 全体の措置別・産業別 frequency ratio を示している。措置分類は表１のリスト通り，産業分類は HS ２桁分類にもとづく21産業をさらに圧縮した６産業（食品，化学工業品，金属，軽工業品，機械・輸送機器，その他）である。21産業および ASEAN 各国の非関税措置の措置別・産業別 frequency ratio に関しては，附表１を見てほしい。また，表２と附表１には，コア非関税措置と非コア非関税措置の frequency ratio も記載してある。コア非関税措置とは（価格規制措置），金融規制措置，数量制限措置のことであり，直接的・明示的に貿易障壁になり得るもの，非コア非関税措置とは残りの非関税措置を指し，間接的で，その恣意的な運用等によって貿易障壁になり得るものである。

Frequency ratio の計測に必要な非関税措置の情報と HS ６桁レベルの関税品目データについては，それぞれ ASEAN 事務局提供の非関税措置データベースと UN Comtrade から入手した。非関税措置データベースでは，各国の非関税措置分類（措置の詳細な記述）が国によって異なり，さらには，非関税措置適用品目の情報が HS 分類の２桁，４桁，６桁など異なる集計レベルで提供されている。そこで，まず初めに各国の非関税措置を表１のように分類し，次に国際比較可能な細品目レベルである HS ６桁の関税品目とマッチングさせて，HS ６桁レベルで非関税措置適用品目数を（措置別･産業別に）数えた。最後に，その情報をもとに，HS ６桁レベルでの措置別・産業別 frequency ratio を求めた。[5)]

5）　大分類での frequency ratio が中分類の frequency ratio の合計と一致しないことがある。なぜなら，例えば，↗

表２　ASEAN 諸国における非関税措置適用の実態

	全体	コア	非コア	措置別 1	3	4	(1)	(2)	(3)	(4)	5	6	(1)	(1a)	(1b)	(1i)	(1ii)	(1iii)	(1iv)	(2)
(a)　ASEAN 各国における措置別 frequency ratio（%）：全産業																				
ブルネイ	46	29	32	.	24	29	18	13	2	.	.	9	9	1	2	.	4	5	.	6
カンボジア	6	4	4	.	0	4	4	.	1	.	.	3	3	.	.	.	3	.	.	.
インドネシア	100	45	100	100	15	45	28	7	34	.	1	30	14	5	10	1	8	8	.	21
ラオス	20	.	20	.	.	.	.	.	.	.	.	20	20	.	.	11	5	.	4	.
マレーシア	43	36	21	.	1	36	34	0	3	.	0	20	20	.	3	2	15	8	.	.
ミャンマー	100	100	8	.	.	100	100	100	.	.	.	8	8	.	2	5	0	.	.	.
フィリピン	100	5	100	100	.	5	3	2	0	.	100	19	17	.	1	17	.	0	.	1
シンガポール	27	21	14	2	6	21	7	.	19	.	.	9	8	7	0	7	0	.	.	0
タイ	11	4	9	.	4	4	1	1	1	1	.	4	4	0	3	1	3	0	.	1
ベトナム	34	22	14	1	7	22	.	1	21	.	1	6	6	0	.	.	6	.	0	.
ASEAN10	49	27	32	20	6	27	20	12	8	0	10	13	11	1	2	4	4	2	0	3
(b)　ASEAN10における措置別・産業別 frequency ratio（%）																				
食品	63	29	51	20	5	29	26	13	1	1	10	36	35	3	9	0	27	14	0	9
化学工業品	59	39	36	20	8	39	27	14	16	.	10	9	9	1	2	5	2	0	1	0
軽工業品	39	18	23	20	7	18	12	11	6	.	10	1	1	.	0	0	0	0	0	.
金属	37	15	25	20	0	15	14	10	1	.	10	15	15	.	3	12	0	.	.	.
機械・輸送機器	48	30	33	21	7	30	20	14	12	.	10	17	10	3	1	9	.	.	1	7
その他	48	24	28	21	2	24	19	10	5	.	12	5	5	0	2	2	2	1	2	.

データ出所：ASEAN 事務局の非関税措置データと UN Comtrade から入手した関税品目データをもとに，HS 6 桁レベルで筆者計測。

注：非関税措置については，１. 準関税措置，２. 金融規制措置，３. 自動輸入許可措置，４. 数量制限措置，５. 独占的措置，6. 技術的措置のうち，2 と 4 がコア，それ以外が非コアである。また，4. 数量制限措置については，(1) 非自動輸入許可，(2) 輸入割当，(3) 輸入禁止，(4) 事業特殊制限に，6. 技術的措置については，(1) 技術的基準・認証，(2) 船積み前検査に分類し，さらに (1) 技術的基準・認証を (1a) ラベリング・梱包・マーキング要求，(1b) テスト・検査・検疫要求，目的別の (1i) 安全規格・工業標準，(1ii) 保健衛生規制・品質規格，(1iii) 衛生植物検疫（PSP）措置，(1iv) その他にわけている。なお，ミャンマーのみで実施されている 2. 金融規制措置については，その適用品目が明記されていなかったため省略した。産業分類については，附表 1 の21産業のうち，1 ～ 4 が食品，6 と 7 が化学工業品，15が金属，8 ～ 14が軽工業品，16 ～ 18が機械・輸送機器，残りがその他となっている。

データの性質上厳密な各国比較ができない情報をたばねて ASEAN 全体としての特徴を見ることにはやや問題も残るが，敢えてそのような形でもとめた frequency ratio をもとに ASEAN 全体の特徴を見てみると，次のような 3 つの特徴が読みとれる（表 2）。第 1 に，偽装した貿易障壁となりうる措置を含め，ほぼ半分の品目（49%）になんらかの非関税措置が課せられている。つまり，ASEAN の国際貿易には，さまざまな直接的・間接的障害が存在している。第 2 に，全体，

↘　4. 数量規制措置の中分類である 1）非自動輸入許可と 2）輸入割当の双方が課されている品目がある場合，これらが属する大分類の 4. 数量規制措置としては，措置適用の 1 品目と数えるためである。また，特に 6 － 1）技術的基準・認証関連の非関税措置の場合，複数の中分類あるいは小分類（目的別）に該当するものがある。より詳細な計測方法については, Ando and Obashi (2009) を参照のこと。なお, De Dios (2007) は，ASEAN 事務局提供データベースの分類番号にもとづいて frequency ratio を計算し，非関税措置の実態を分析している。

コア，非コアの非関税措置の frequency ratio がそれぞれ49％，27％，32％であることから，１割程度の品目に何らかのコア非関税措置と非コア非関税措置の双方が実施されている。コア（あるいは非コア）非関税措置に分類される措置の中でも複数の措置が併用されているケースもあり，複雑な形で保護が図られている。より強く保護したい品目ほど複数の非関税措置が課されて，複雑な保護体系になっていると推測される。第３に，コアと非コアの非関税措置の frequency ratio が27％と32％であることから，恣意的な運用等によって貿易障壁になり得る非コア非関税措置が，より直接的で明示的な貿易障壁であるコア非関税措置よりも幅広く用いられている。必ずしも明確にルール化されずに恣意的な解釈や不統一な運用をされているものや，行政能力の不足が結果として障壁となっているであろうものも含め，明示的な貿易障壁のみならず，偽装した貿易保護手段が存在する可能性は大きい。

産業別の特徴としては，特に食品に対する非関税措置，とりわけ，保健衛生規制・品質規格や SPS 措置などの非コア非関税措置の適用が多い。また，食品，プラスチック・ゴム製品を含む化学工業品，機械・輸送機器に関しては，コアと非コアの非関税措置の frequency ratio の合計が全体の非関税措置のそれを大幅に上回っていることから，複数の非関税措置が賦課され，保護が図られているものと考えられる。

以下，各国の特徴を見ていこう。ブルネイでは，主として，食品（産業１），化学工業製品（産業６），木材（産業９），機械（産業16），輸送機器（産業17）において非関税措置が実施されている。具体的には，食品のうち特に動物性･植物性製品およびそれらの油脂（産業１－３）の９割以上に，保健衛生規制や SPS 措置といった技術的基準・認証や非自動輸入許可などの数量制限措置が賦課されている。化学工業製品と木材については，それぞれ，その全ての品目と９割近い品目に，自動輸入許可措置と非自動輸入許可等の数量制限措置が課されている。機械に関しては，輸入割当が７割近い品目に適用されており，自動輸入許可適用品目とあわせると，すべての品目になんらかの非関税措置が課せられている。

インドネシアの場合には，すべての品目の輸入に対し，準関税措置に分類されている付加価値税（10％）と所得税（輸入ライセンスの有無によって2.5％あるいは7.5％）が課せられている。また，書籍，雑誌，中国語の新聞，ビデオ，映画，カラーコピー機，基礎金属，ある種の化学製品等の輸入も禁止されている。さらに，機械や資本財の中古輸入については，禁止措置あるいは船積み前検査が課されている。これらが附表１において輸入禁止や船積み前検査の frequency ratio が100あるいは100に近いケースである。日系企業への現地調査でも指摘されていたように，いかに機械や資本財の中古輸入が難しいかを物語っていると言えよう。食品（産業１－４）に関しては，他の国と同様に，そのほとんどの品目に複数の技術的措置が実施されている。

マレーシアでは，食品（産業１－４）のほとんど（96％あるいは86％の品目）に，安全性を理由とした保健衛生規制あるいは SPS 措置が課せられている。最も多くの分野で使われているのは非自動輸入許可であり，とりわけ食品，化学工業製品（産業６），プラスチック・ゴム製品（産業７），木材（産業９），木材パルプ（産業10）においてその適用品目の割合が高い。

フィリピンにおいては，実施されている非関税措置の種類は少ない。しかし，輸入品の分野に

かかわらず，政府調達輸入にはフィリピン国籍の船籍の利用が定められている。さらに，インドネシアと同様に，すべての品目に対して，課徴金という形で準関税措置課が課されている。課徴金の額自体は，品目にもよるが，１単位につき100ペソから200ペソなどと確かに少額である。この金額そのものよりも，このような措置の実施に伴う行政費用（物理的および時間的費用）の方が大きな問題である。現地調査によれば，フィリピン政府関係者はこのような問題に対する認識が甘いようである。

シンガポールについては，非関税措置適用品目が比較的少ない。しかし，動物性製品（産業１）の９割以上に自動輸入許可が課されている。また，ある種のオゾン破壊物質（現地販売や現地消費用）は環境保護の観点から，禁止物質・添加物を含む化粧品は公衆衛生の観点から，その輸入が禁止されている。これらが，化学工業製品（産業６）において輸入禁止品目の割合が72％と高い理由である。さらに，機械（産業16）と輸送機器（産業17）の一部（それぞれ38％と57％）の品目に対しては，国家安全保障上の理由にもとづく輸入禁止や，交通渋滞と汚染を最小化するという理由で３年以上の中古バイクの輸入禁止を実施している。

タイでは，非関税措置の適用品目は全体の約１割と，適用品目数がかなり少ない。他のASEAN 諸国と違うところは，事業特殊制限が動植物性油脂（産業３）や飲料・アルコール（産業４）などに適用されていることだが，これらは保健衛生を理由に，登録された輸入者のみが（品質と基準を満たしていれば）輸入できるというある種の輸入数量制限である。他の分野より frequency ratio の高い食品（産業１－４）については，輸入割当，事業特殊制限（選択的な輸入者の承認），あるいは保健衛生規制が課されている。

ベトナムでは，輸入禁止品目が多く，全体の２割を超える。中でも，繊維（産業11）や履き物（産業12）については，それぞれ frequency ratio が68％と84％と高い。それ以外に比較的多いのは，例えば，適用品目割合が２割以上の輸送機器（産業17），皮革（産業８），精密機械（産業18），機械（産業16）などである。輸入禁止品目の多くは中古品が対象となっているが，他に，社会的・民族的モラルを守るため，という理由の輸入禁止品目もある。

既述したように，カンボジア，ラオス，ミャンマーについては，報告された非関税措置の種類が極端に少なく，非関税措置による貿易保護の実態を完全にとらえきれていない可能性は高い。しかし，報告ベースの非関税措置の情報をもとに検証してみると，これらの国についても，以下のような特徴が読みとれる。カンボジアに関しては，動物性製品（産業１）の８割の品目に保健衛生規制措置が課され，さらにその約半分の品目には，保健衛生規制措置に加え，非自動輸入許可が課されている。また，輸送機器（産業17）の４分の１の品目に非自動輸入許可が適用されている。

ラオスの場合には，コア非関税措置は報告されておらず，適用措置はすべて技術的措置である。具体的には，動物性製品（産業１）の７割強の品目と飲料・アルコール製品（産業４）の４割強の品目に対する保健衛生規制措置，化学工業品（産業６）の6.5割の品目に対する工業標準などの技術的基準・認証，輸送機器（産業17）の約半分の品目に対する技術的基準・認証（理由は不明）などがある。

ミャンマーにおいては，全品目が輸出実績に応じた輸入割当の対象かつ非自動輸入許可の対象となっている。また，表１で触れたように，輸入に際し適用する為替レートが複数存在し，輸入品によってその適用レートが異なるという金融規制措置を実施している。このような金融規制措置を使っているのはASEANの中でもミャンマーのみである。すでに紹介したようにミャンマーのMFN関税率はその平均が2007年で5.6％とそれほど高くないが，これらの非関税措置によって，そもそも貿易自体が難しいと考えられる。実際，数年前の現地調査でも，複数の地場系企業から，このような措置が輸出・輸入を妨げる大きな問題になっているとの声を聞いている。

以上から，国によって非関税措置の適用方法はまちまちであるが，ASEAN全体の特徴でも述べたように，さまざまな直接的・間接的障害が存在し，保護したい品目ほど複雑な保護体系になっていることは明らかである。国の発展段階にもよるだろうが，まずはできるところから，これらの措置の削減・撤廃あるいは透明性の向上が促進されることを期待したい。

３．貿易・投資円滑化における問題点と評価

ASEAN諸国は，対内直接投資を積極的かつ効果的に誘致しつつ，実物面での経済的結びつきを強化してきた。さらなる経済統合を目指すためには，第１節で述べたように，関税・非関税措置の削減・撤廃のみならず，貿易・投資円滑化やビジネス環境整備の強化が重要となる。本節では，通関手続きなどの貿易関連制度も含め投資を妨げる要因として日本企業から指摘されている障壁にはどのような項目があり，どのような改善が望まれているのか，また，ASEANの貿易・投資関連のビジネス環境をどう評価でき，何が期待されるかを，議論してみたい。[6)]

３．１　貿易・投資上の問題点

表３は，日本企業を対象とした貿易・投資上の問題点に関する調査結果をとりまとめた日本機械輸出組合（2008）を用いて，2008年のASEAN各国における投資の自由化・円滑化阻害要因（貿易関連のものを含む）を10大阻害要因に分類し，その分類ごとに指摘項目数を数えたものである。[7)] また，図１は，表３をもとに，ASEAN全体における10大阻害要因比率を示したものである。10大阻害要因とは，自由化阻害要因としての１.外資参入規制，２.パフォーマンス要求，３.海外送金規制・外貨交換規制，４.人の移動制限・雇用要求，円滑化阻害要因としての５.投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面），６.投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面），７.知的財産権保護の不足，８.労働者過保護の労働法制度・慣行，９.イ

6）　各国の投資制度（投資促進機関，外資に関する規制，外資に関する奨励，税制，外国人就業規制・在留許可，現地人の雇用，技術・工業および知的財産権供与に関わる制度，外国企業の会社設立手続き・必要書類）や，海外主要都市における投資コスト（賃金，地価・事務所賃料等，通信費，公共料金，輸送，為替，税制，全体）に関しては，日本貿易振興機構（2009）が詳しい情報を提供している。

7）　本調査は，2007年11月－2008年1月に実施された貿易・投資ビジネス協議会によるアンケート調査のことである。

ンフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足，10. 競争制限・価格規制のことである。この中で指摘項目比率の高い５分野は，高い順に，６. 投資関連法制度・政策の運用手続きの煩雑・遅延（合計数の28%），５. 投資関連法制度・政策の不透明性（20%）９. インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足（17%），１. 外資参入規制（11%），８. 労働者過保護の労働法制度・慣習（９%）となっている。外資参入規制以外はすべて円滑化阻害要因であり，図１からもわかるように，全体の指摘項目に占める円滑化阻害要因の割合が高い。このことは，ASEAN 諸国に対して，より一層の投資円滑化へのニーズがいかに大きいかを如実に物語っている。

表３　2008年の ASEAN 各国における投資阻害要因：10大阻害要因とその指摘項目数

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	合計
(a)　日本の現地法人数	1	10	659	6	759	10	419	991	1,577	332	4,764
(b)　解決すべき投資自由化・円滑化阻害要因											
投資の自由化	0	0	14	0	11	7	9	1	15	9	66
1　外資参入規制	0	0	10	0	5	2	6	0	8	4	35
2　パフォーマンス要求	0	0	2	0	3	0	0	0	2	2	9
3　海外送金規制・外貨交換規制	0	0	0	0	1	5	2	0	3	2	13
4　人の移動制限・雇用要求	0	0	2	0	2	0	1	1	2	1	9
投資の円滑化	0	16	28	4	33	21	48	6	45	49	250
5　投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）	0	5	5	1	8	8	11	0	14	12	64
6　投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）	0	5	11	1	10	7	16	0	20	18	88
7　知的財産権保護の不足	0	0	2	0	3	0	3	0	2	1	11
8　労働者過保護の労働法制度・慣行	0	0	2	0	5	0	10	3	3	4	27
9　インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足	0	6	6	2	7	5	8	3	5	11	53
10　競争制限・価格規制	0	0	2	0	0	1	0	0	1	3	7
合計	0	16	42	4	44	28	57	7	60	58	316

データ出所：現地法人数については東洋経済新報社（2008）を，投資障壁の指摘項目数については日本機械輸出組合（2008）をもとに，筆者作成。
注：現地法人については，日本側出資比率（合計）が１割以上のものを対象としている。

これらの指摘項目比率の高い５分野に含まれる主な問題点を列挙しておこう[8)]。投資関連制度の運用手続の煩雑・遅延については，通関，就労ビザ申請・更新，輸入関税還付・免除，付加価値税還付等の諸手続における煩雑さ・遅延・困難さ・非効率性，税関，徴税などの制度運用におけ

8)　人の移動制限・雇用要求については，取締役の国籍要求や（特定の）現地人雇用義務を含む外国人雇用への制限，労働ビザの申請・更新の困難性や厳格化など，知的財産権保護の不足については，知的財産権保護不足による模倣品や海賊版の横行や知的財産権条約の未批准など，パフォーマンス要求については，現地調達比率（国産化率）の引き上げ要求や優遇策とのリンクなど，海外送金規制・外貨交換規制については，海外送金の制約，為替ヘッジの困難，外貨管理関連の制約など，競争制限・価格規制については，内外差別的価格などがあげられる。

図１　2008年のASEANにおける10大投資阻害要因比率

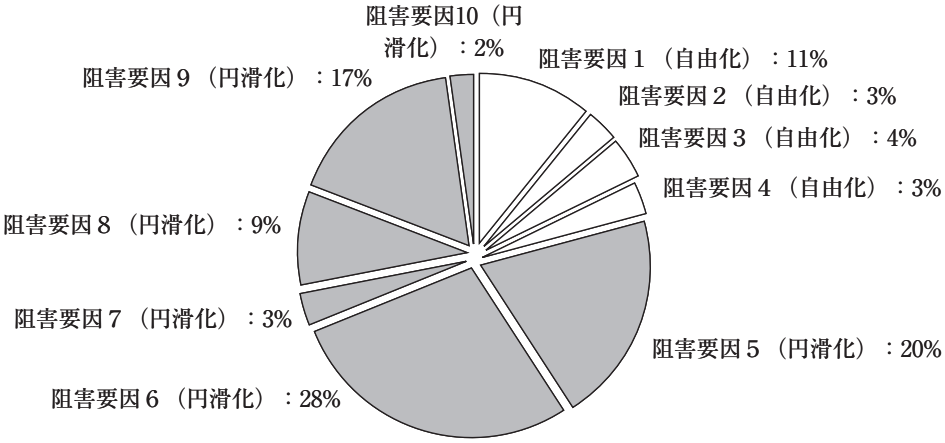

データ出所：表３。
注：投資阻害要因については，表３参照のこと。

る恣意的解釈や解釈の不統一性，および汚職などである。投資関連法制度・政策の不透明に関しては，様々な制度・規制の未整備，税制上の政策，外為法，許認可基準，制度改正情報などの透明性の欠如，法制度の突然で頻繁な変更などがある。インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足の場合には，管理職・技術者等の人材不足による人材採用・確保の困難，高い離職率，電力，道路，湾岸，通信等の産業インフラの未整備，金融市場の未発達などがあげられる。外資参入規制については，特定分野における外資参入禁止，外資比率制限，外国企業（人）の土地所有制限などがある。労働者過保護の労働法制度・慣行においては，困難な労働者解雇，賃金の著しい上昇，最低賃金レベルの大幅な引き上げ・頻繁な改訂，減給不可などの賃金関連問題，その他労働者過保護の慣行などがあげられる。

ASEAN 全体としては，４分野にわたって問題点が指摘されている。具体的には，５.投資関連法制度の欠如・未整備面としての（i）加盟国での CEPT 実施法令の発布の遅延，（ii）関税番号変更基準（付加価値基準と択一的な原産地決定基準）の不採用，（iii）二国間（日本と ASEAN １カ国との）FTA と地域間（日本と ASEAN との）FTA との原産地規則の不整合（累積，直送基準），６.投資関連法制度の運用面としての（i）AICO 認可取得手続きの煩雑さ，（ii）中古設備の輸入規制の煩雑さ・遅延，（iii）ASEAN 統一関税コード（AHTN）の域外適用の加盟国間不統一，（iv）CEPT 原産地規則の運用・解釈の加盟国間不統一，７.知的財産権保護の不足としての ASEAN 各国の知的財産権保護の不足による模倣品や海賊版の横行，８.インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足としての排ガス規制に合致した品質レベルの燃料供給体制の未整備が指摘されている。ただし，ここで指摘されている関税番号変更基準については，すでに2008年の８月から施行されている。[9)]

9）　2007年８月に開催された AFTA 評議会で，累積付加価値基準40％か関税番号変更基準の「選択制」への移↗

アンケート調査の性質上，進出企業数の多い国ほど（企業の関心が高い国ほど）指摘される問題点が顕在化する（多くなる）可能性があり，また障壁度が強いためにそもそも進出企業が少なく問題点が浮き彫りにならないこともあり得る。したがって，厳密な各国比較は出来ないが，表３からわかるように，とりわけインドネシア（42項目），マレーシア（同44），フィリピン（同57），タイ（同60），ベトナム（同58）において数多くの問題が存在する。興味深いことに，2005年のデータを用いて同様の分析を行った結果と比較すると，これら５カ国のうち，インドネシア，マレーシア，タイでは法制度の欠如・未整備面や運用面での問題点を中心に円滑化阻害要因の指摘項目数が大幅に減少し，その結果合計数も大きく低下している（インドネシア:62→42，マレーシア:53→44，タイ：69→60）[10]。逆に，フィリピンや近年進出企業が急増しているベトナムでは，自由化阻害要因の指摘項目数が減少する一方で，法制度の欠如・未整備面や運用面での問題点や労働者よりの労働法制度・慣行関連の問題点が大幅に増加し，合計数を押しあげる形となっている（フィリピン：48→57，ベトナム：50→58）。

ASEAN 全体としては，これまでの努力によって投資阻害的な要因は減少傾向にある。しかし，今後さらに対内直接投資に誘致し，実物面での経済的結びつきを強化しながら経済統合を目指すためには，ここで指摘されたような問題点を解決し，より一層の貿易・投資の円滑化を図ることが望まれる。

３．２　ビジネス環境

表４（a）は，ビジネス環境の評価として，World Bank（2009）から入手できる Doing Business というビジネスのし易さ（2009年）から，表４（b）は World Economic Forum（2008）から入手できる国際競争力指数（2008年－2009年）から見たランキングを示したものである。いずれの指標においても，シンガポール（181カ国中１位と134カ国中５位），タイ（13位と34位），マレーシア（20位と21位）で総合ランキングが高い。後発加盟諸国については，データのあるカンボジア，ラオス，ベトナムでやはり総合ランキングが低いものの，ベトナム（92位と70位）にいたっては，いずれの指標でも，フィリピン（140位と71位）を上回っている。

Doing Business の10項目別に ASEAN 諸国の単純平均を見ると，貿易（59位）のランキングが高い。とりわけ2005年のデータが入手可能な ASEAN ６カ国に限ってみれば，貿易の平均ランキングは2005年の54位から2009年の34位へと急上昇している。ASEAN 諸国における貿易自由化・円滑化への取組が，貿易面でのランキングの急速な上昇と相対的に高いランキングにつながっているのだろう。一方で，起業（106位）や事業撤退（101位）ではランキングがとりわけ低くなっている。

以下では，10項目のランキングのもとになっている構成要素を，いくつか紹介しよう（表５）。

↘　行が決定され，2008年初めから導入される予定であった。しかし，各国の手続きの遅れから正式な導入が遅れ，2008年８月の施行となった。

10）　2005年の分析結果については，Urata, Ando, and Ito（2007）を参照のこと。

表４　ASEAN 諸国のビジネス環境ランキング

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	平均
(a)　Doing Business の2009年ランキング（181カ国中）										
総合	88	135	129	165	20	140	1	13	92	87
項目別：起業	130	169	171	92	75	155	10	44	108	106
許認可取得	72	147	80	110	104	105	2	12	67	78
雇用	5	134	157	85	48	126	1	56	90	78
登記	177	108	107	159	81	97	16	5	37	87
信用取得	109	68	109	145	1	123	5	68	43	75
投資家保護	113	70	53	180	4	126	2	11	170	81
徴税	35	24	116	113	21	129	5	82	140	74
貿易	42	122	37	165	29	58	1	10	67	59
契約履行力	157	136	140	111	59	114	14	25	42	89
事業撤退	35	181	139	181	54	151	2	46	124	101
(b)　国際競争力指数の2008年－2009年ランキング（134カ国中）										
総合	39	109	55	n.a.	21	71	5	34	70	51

データ出所：World Bank（2009）および World Economic Forum（2008）。

起業については，ブルネイ（18種類），フィリピン（同15），インドネシア（同11），ベトナム（同11）で手続き数が10種類を越え，ブルネイ（116日）やラオス（103日）などで時間がかかり，カンボジアやインドネシアでかなり費用がかさんでいる。さらに，カンボジア，インドネシア，フィリピンでの最低資本金以外にも，実際 ASEAN 諸国では最低授権資本要件や最低振込資本要件などが規定されている（日本貿易振興機構，2009）。

許認可取得に関しては，ASEAN 9 カ国のうち 5 カ国（ブルネイ，カンボジア，ラオス，マレーシア，フィリピン）で手続き数が20種類を越え，3 カ国（カンボジア，マレーシア，フィリピン）で時間が200日を越え，3 カ国（インドネシア，ラオス，ベトナム）で費用の高さが際立っている。

雇用については，雇用も解雇もインドネシアでその困難度合いが最も強く，インドネシア（108週分の賃金に相当），フィリピン（同91），ベトナム（同87），マレーシア（同75）などで解雇費用の高さが目立っている。

徴税面においては，インドネシア（51種類），フィリピン（同47）などで手続き数が多く，ベトナム（1050時間）やラオス（同560）などで時間がかかり，フィリピンでは税率の合計が51％とASEAN10カ国の中で最も高い。

起業，許認可取得，徴税のいずれの面においても，規制の緩和や実費の削減だけでなく，手続き数の削減を含めた手続きの簡略化と手続きにかかる時間の短縮化を通じて，諸手続の効率化を実現できるような体制が求められている。また，インドネシアを中心に，労働市場における柔軟性の改善も重要だろう。

10項目の中では最も平均ランキングの高い貿易に関しても，日数や費用という面で，まだ改善

表５　ASEAN 諸国のビジネス環境：Doing Business ランキングの構成要素とその評価

		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
起業：	手続き数	18	9	11	8	9	15	4	8	11
	日数	116	85	76	103	13	52	4	33	50
	費用（一人あたり所得比％）	9	152	78	14	15	30	1	5	17
	最低資本金（一人あたり所得比％）	0	44	74	0	0	6	0	0	0
許認可取得：	手続き数	32	23	18	24	25	24	11	11	13
	日数	167	709	176	172	261	203	38	156	194
	費用（一人あたり所得比％）	5	64	221	172	8	90	21	9	313
雇用：	雇用の困難指数（0–100）	0	44	61	11	0	56	0	33	11
	労働時間の厳密指数（0–100）	20	60	0	40	0	20	0	20	20
	解雇の困難指数	0	30	60	50	30	30	0	0	40
	雇用の厳格指数（0–100）	7	45	40	34	10	35	0	18	24
	解雇費用（単位：週賃金）	4	39	108	19	75	91	4	54	87
登記：	手続き数	..	7	6	9	5	8	3	2	4
	日数	..	56	39	135	144	33	9	2	57
	費用（資産比％）	..	4	11	4	3	4	3	1	1
信用取得：	法的権利指数（0–10）	7	9	3	4	10	3	10	4	7
	信用情報指数（0–6）	0	0	4	0	6	3	4	5	4
	公的部門未返済記録者（成人比％）	0	0	26	0	53	0	0	0	13
	民間部門未返済記録者（成人比％）	0	0	0	0	..	5	48	32	0
投資家保護：	公開指数（0–10）	3	5	9	0	10	2	10	10	6
	管理職責任能力（0–10）	2	9	5	3	9	2	9	7	0
	株主力指数（0–10）	8	2	3	2	7	8	9	6	2
	投資家保護指数（0–10）	4	5	6	2	9	4	9	8	3
徴税：	手続き数	15	27	51	34	12	47	5	23	32
	時間（単位：時間）	144	137	266	560	145	195	84	264	1050
	法人税（％）	31.8	19.1	26.6	25.2	16.8	26.3	7.9	28.5	20.6
	個人所得税・社会保障（％）	5.6	0	10.6	5.6	15.6	10.3	14.9	5.7	19.2
	その他の税（％）	0	3.5	0.1	2.9	2.1	14.2	5.1	3.7	0.3
	総税率（％）	37	23	37	34	35	51	28	38	40
貿易：	輸出：手続き数	6	11	5	9	7	8	4	4	6
	輸出：日数	28	22	21	50	18	16	5	14	24
	輸出：費用（コンテナあたり US$）	630	732	704	1860	450	816	456	625	734
	輸入：手続き数	6	11	6	10	7	8	4	3	8
	輸入：日数	19	30	27	50	14	16	3	13	23
	輸入：費用（コンテナあたり US$）	708	872	660	2040	450	819	439	795	901
契約履行力：	手続き数	58	44	39	42	30	37	21	35	34
	日数	540	401	570	443	600	842	150	479	295
	費用（負債比％）	37	103	123	32	28	26	26	14	31
事業撤退：	年数	3	..	6	..	2	6	1	3	5
	費用（資産比％）	4	..	18	..	15	38	1	36	15
	回復率（100セント指標）	47	0	14	0	39	4	91	42	18

データ出所：World Bank（2009）。

の余地がある。例えば，ラオス，フィリピン，ベトナム，カンボジアを筆頭に，輸出入のための費用削減が望まれ，ラオス，カンボジア，インドネシア，ベトナムを中心に，輸出入にかかる時間短縮が期待される。その実現のためにも，港湾・道路等の物流関連インフラの充実や，関税・非関税措置の削減・簡素化に加えて，通関業務の効率化がもとめられる。

4． AEC設立に向けた取組

現在ASEAN諸国は，2015年のAEC設立に向けて，さまざまな取組を始めている。2007年11月に採択されたAECブループリント（ASEAN Secretariat, 2008）では，関税の削減・撤廃がある程度進んできたこともあり，非関税措置の削減・撤廃や貿易・投資円滑化の強化に取り組もうとする姿勢が強く打ち出されている。[11)]

非関税障壁の撤廃については，５つの行動計画が提示されている。具体的には，i）通知手続きに関する議定書を遵守し，効果的な監視メカニズムを構築することで，透明性の向上を図る，ii）スタンドスティル（貿易制限的措置を新たに導入しない）とロールバック（既存の貿易制限的措置を段階的に削減・撤廃する）の約束を遵守する，iii）非関税障壁撤廃のためのワークプログラムに従って，ASEAN 5は2010年，フィリピンは2012年，CLMVは2015年（一部2018年）までにすべての非関税障壁を撤廃する，iv）非関税措置の透明性の向上を図る，そしてv）国際的なベストプラクティスと矛盾しないような域内規約の制定を目指して努力する，といった内容である。[12)]ここでは，非関税障壁と非関税措置をブループリントの英語に忠実に訳している。注１で触れたようにこれらは基本的には同義であるが，行動計画の中では敢えてこれらを区別して用いていることから，実質的な貿易制限的措置の削減に対してやや消極的だとも考えられる。

非関税障壁撤廃スケジュールに関しては，2008年に調印されたASEAN物品貿易協定（ATIGA）の中で，その具体案が示されている。[13)]ATIGAによれば，ASEAN各国は３段階にわけて非関税障壁を撤廃していくことになっており，その期限は，それぞれASEAN 5（ブルネイ，インドネシア，マレーシア，シンガポール，タイ）で2008年，2009年，2010年の１月１日，フィリピンで2010年，2011年，2012年の１月１日，CLMV（カンボジア，ラオス，ミャンマー，ベトナム）で2013年，

11） 2007年におけるMFN関税率は，HS 6桁レベルでの単純平均で，ブルネイの3.6%，カンボジアの14.2%，インドネシアの6.9%，ラオスの9.7%，マレーシアの8.4%，ミャンマーの5.6%，フィリピンの6.3%，シンガポールの0.0%，タイの10.0%（2006年），ベトナムの11.4%となっている（WTO, ITC, and UNCTAD, 2008）。ただし，この他に，ASEAN自由貿易地域（AFTA）のための共通実効特恵関税（CEPT）協定のもとでの特恵関税などもあり，実際に賦課されている関税率（平均）は，これよりも低いはずである。AECブループリントの全体像については，石川（2008）を参照のこと。

12） スタンドスティルとロールバックについては，それぞれ「現状維持義務」と「漸進的な自由化の努力義務」と訳することもあるが，ここでの説明は，ASEAN事務局の以下のウェブサイトにある定義を元にしている（http://www.aseansec.org/1379.htm）。

13） ATIGAが調印された会議に参加できなかったタイ，フィリピン，ベトナム，ミャンマーについては，持ち回りで署名することになっている。なお，ATIGAの条文は，以下のウェブサイトから入手した（http://www.thaifta.com/ThaiFTA/Portals/0/atiga.pdf）。

2014年，2015年（一部2018年まで）の１月１日である。

また，その実現のための主な行動目標として，次のような想定がされていた。まず，2005年に（不公正で不必要な）非関税措置の基準として，赤，黄，緑という３つの分類を設ける。[14] 2006年に，撤廃すべきだと特定化された非関税障壁を実際に撤廃していくためのワークプラグラムを考案する。また，2006年の具体的な行動として，1）ASEAN 各国は特定化された非関税措置の情報を ASEAN 事務局に提出する，2）その情報にもとづいて ASEAN 事務局が各国の非関税措置を赤，黄，緑の３つに分類する，3）ASEAN 各国は，その分類が妥当かどうかを自国に持ち帰って再検討する。そして2007年に，ASEAN 事務局を通して各国の非関税措置リストを他の ASEAN 諸国に回し，最終的に，AFTA のための CEPT 計画実施に関する調整委員会などが撤廃すべき非関税障壁の範囲や時期を検討する。

ただし，実際このワークプログラムがどの程度目標通りに進められてきたのかは不明である。例えばフィリピンは，2008年11月の現地調査時において，ASEAN 事務局によって提示された３つの分類を国内で検討した上で ASEAN 事務局に再提出した，という段階にあった。したがって，必ずしも目標通りにワークプログラムが進んでいるとは言えない国もある。

また，非関税措置とは項目を分けて記載されているが，広い意味での非関税措置に含まれる技術的措置（技術的基準および貿易の技術的障害）も，ブループリントに盛り込まれている。そこでは，域内の輸出品・輸入品製造における効率性の向上と費用対効果の促進を左右しうる規格・適合性評価手続きに関して，ASEAN 基準・適合性政策ガイドラインの実施を通じて，任意規格，強制規格，評価手続きの調和を図り，さらなる透明性の確保，認証手続きの質の改善，そして，民間部門の活発な参加を目指す，とうたわれている。このように規格・適合性評価手続きの調和，透明性，質の改善が図られれば，貿易阻害的な側面を緩和できるはずである。

さらに，地域貿易協定ごとに存在する原産地規則も，貿易阻害的な要因となりうる。マルチの貿易自由化と違って，地域貿易協定の場合，その特恵関税（通常 MFN 関税よりも低い関税）を活用するためには，基本的にその製品が加盟国内で生産されたものであることを証明する（迂回貿易を避ける）必要がある。そのための基準を示しているのが原産地規則であり，それが複雑な場合や恣意的に用いられる場合には，間違いなく貿易阻害的な要因となる。ブループリントによれば，ASEAN 域内の貿易・投資円滑化，域内の生産ネットワークのさらなる発達，中小企業の育

14） 第19回 AFTA 評議会において，非関税措置の分類や優先的に削減すべき非関税障壁の特定化ための基準設定が合意された（http://www.aseansec.org/17775.htm）。赤，黄，緑の分類は次の通りである（De Dios, 2007）。赤に分類される非関税措置とは，不透明で，差別的に運用され，科学的な根拠がなく，より貿易制限度の低い代替的な手段が存在するような措置のことであり，これらは直ちに撤廃すべきだとされる。緑に分類される非関税措置とは，透明で，差別的に適用されることなく，代替措置がなく，科学的根拠があり，公衆衛生や安全，宗教的あるいは国家安全保障上の理由で課され，植物衛生検疫や環境規制のような WTO に整合的で合理的な措置のことであり，これらは正当化され維持され得る。黄に分類される非関税措置は，どちらにも当てはまらないケースであり，具体的には，透明ではあるが差別的な適用によって国家の利益を害するような措置，域内貿易や９つの優先統合分野の貿易に大きな影響を与えるような措置，明白に正当化できないあるいは障壁として特定化できないような措置だとされる。これらが撤廃の対象となるかどうかは，交渉によって決められる。

成と発展段階の差の縮小，そしてAFTA―CEPTスキームの活用を促進していくためにも，生産工程レベルでの国際分業体制の大きな変化に対応できるような原産地規則にすべきだとされている。[15] このような原産地規則ができれば，その貿易阻害的な側面を緩和させることができる，裏返せば，貿易の円滑化につながるだろう。

貿易の円滑化のために大いに期待したいのが，ASEANシングル・ウィンドウ（ASW）の実現である。シングル・ウィンドウとは，複数の行政機関にまたがる貿易関連の手続きを１つの窓口に集約化し，書類提出を電子化するという試みである。これによって，通関手続きにかかる時間とコストを削減でき，ひいては貿易の効率化と競争力の強化につながるものと考えられる。ブループリントによれば，各国レベルでのナショナル・シングル・ウィンドウ（NSW）を，ASEAN 6（既述のASEAN 5にフィリピンを追加）では2008年までに，CLMVでは遅くとも2012年には開始することになっている。これらのNSWを通信網で統合して，ASEAN大でのシングル・ウィンドウを実現しようとしている。現実的には，2009年初旬の段階でNSWが完全に稼働している国はシンガポールのみであるが，その他の一部の国でも，試験稼働あるいは部分的な稼働が始められている。[16]

他にも，貿易円滑化，税関統合など，さまざまな貿易円滑化のための取組が考えられている。[17] ブループリントの貿易円滑化項目では，貿易・通関手続き等の簡素化・調和・標準化を通じてASEAN域内における取引費用を削減することで，輸出競争力の強化を図り，モノ，サービス，投資の単一市場・単一生産基地としてのASEANの統合促進を目指す，としている。また，税関統合については，2005年から2010年の間に，(i) 税関システムを統合する，(ii) 関税分類，関税評価，原産地判定のシステムを現代化してASEAN電子税関を作る，(iii) 通関手続きをスムーズにする，(iv) 人的資源の開発に努める，(v) 関連する国際機関との連携を推進する，(vi) 域内での税関システムの発展度の差を縮小する，(vii) 貿易円滑化のためにリスク管理技術と税関の事後調査〔輸入通関後の税関による税務調査（PCA）〕を採用する，といった目標を掲げている。

投資に関しては，より透明で，一貫性があり，予測可能な投資ルール，規制，政策，手続きの策定・実施を目指すことで，投資の円滑化を図ろうとしている。また，ASEANを単一の投資地域そして生産ネットワークの拠点として，さらなる投資の促進を目指している。具体的な行動計画として，例えば後者の場合，(i) あらゆる形態の投資を促進するために必要な環境の整備，(ii) ASEAN域内投資，とりわけASEAN 6からCLMVへの投資の促進，(iii) 中小企業と多国籍企業の成長と発展の促進，(iv) ASEANにおける多国籍企業間での産業補完と生産ネットワークの促進，

15） 具体的には，CEPT原産地規則の改善，原産地証明手続きの簡素化，原産地証明の電子化などを通じて，より一層の簡素化等を図る，とされている。

16） 導入が遅れている背景には，予算不足，人材不足，多くの関係機関との連携･調整の困難さなどがある（現地調査による）。なお，シンガポールの現状については，三菱総合研究所（2008）の情報にもとづいている。

17） ATIGAにおいても，さまざまな貿易円滑化関連措置の規定がある。ATIGAはAFTA-CEPT協定の改訂版であり，ATIGAにおいて新たに加えられた分野は，貿易円滑化，税関，規格・適合性評価手続き，衛生植物検疫措置，貿易救済措置である。これらはいずれも円滑化関連の内容であることから，ASEAN諸国がいかに貿易円滑化の問題を重要視しているかが窺える。

(v) 域内の産業集積と生産ネットワークに焦点をあてた合同投資ミッションの推進，(vi) ASEAN 産業協力（AICO）スキームに加え，域内の産業集積と生産ネットワークの形成を促すような AICO イニシアティブの恩恵の拡張，(vii) ASEAN 域内の二重課税防止のための二国間協定制定への働きかけ，が掲げられている。

非関税措置の削減・撤廃であれ，貿易・投資円滑化の促進であれ，実際に実行していくのは決してなま易しいことではない。ブループリントにおけるこれらの行動計画や目標をどの程度実際に実施できるかは今後の大きな課題である。しかし，ASEAN 諸国がこれらの課題に取り組んでいかねばならないとの強い自覚を有していることは明らかである。

5．結論

本論文では，非関税措置ならびに非関税措置を含むさまざまな見えにくい障壁の撤廃を試みるものとして位置づけられる貿易･投資円滑化について，ASEAN 諸国における実態を分析してきた。具体的には，措置別・産業別 frequency ratio にもとづいて，ASEAN においてどのような非関税措置がどの程度どのような分野で適用されているのかを明らかにするとともに，複数のサーベイをもとに，貿易・投資円滑化やビジネス環境整備の強化のために何が期待されているかを議論してきた。また，ASEAN が AEC 設立に向けて，非関税措置や貿易・投資円滑化に関してどのように取り組んでいるのかを紹介してきた。

非関税措置については，国によって非関税措置の適用方法はまちまちであるが，（1）さまざまな障害が存在し，（2）保護したい品目ほど複雑な保護体系になっており，（3）明示的な貿易障壁だけでなく，非明示的な障壁も多いことが明らかになった。非関税措置の性質上，すべての措置の存在を完全に捉えることは難しいものの，まずは実存する非関税措置を顕在化させることが重要である。また，非関税措置を非関税措置だと認識していない，あるいは非関税措置の実態を十分に把握していない国もあると考えられる。本論文でとりあげた非関税措置はいずれも，貿易制限や貿易コストの上昇をもたらす可能性がある。もちろん，そのすべてが明示的な貿易障壁であるとは言えない。また，これらの中には，多角的な枠組みの中でその利用が認められているものやなんらかの理由で正当化されうるものも含まれる。しかし，政府が国内生産者を保護するためにこれらの措置を恣意的に運用すれば，いずれも間違いなく偽装した貿易保護手段となる。さまざまな非関税措置を併用することで，実際の費用だけでなく，その行政的な費用・時間的な費用が発生することをよく認識し，より自由な貿易・投資環境を整えるべく，各国が非関税措置の削減・撤廃に向けて，真剣に取り組んでいくべきである。国の発展段階にもよるだろうが，できるところから，これらの措置の削減・撤廃あるいは透明性の向上が望まれる。

貿易・投資円滑化は，製造業，その中でも機械産業を中心に国際的な生産・流通ネットワークを急速に発展させてきた東アジアにおいて，とりわけ重要である。[18] 対内直接投資を効果的に誘致

18） ASEAN 諸国を含む東アジアにおける FTA/RTA の経済効果について CGE モデル（計算可能な一般均衡↗

しつつ，実物面での経済的結びつきを強化してきたASEAN 諸国にとって，さらなる経済統合を目指すためには，そして，生産ネットワークをより一層発展させるためには，多面的な貿易・投資円滑化が必要である。関税・非関税措置の削減・撤廃に加え，貿易・投資関連法制度の未整備，それらの運用面での不備，インフラ未整備・人材不足，労働者過保護の労働法制度・慣行などの諸問題を改善し，さまざまな側面から貿易・投資円滑化を図るべきである。貿易・投資円滑化は決して容易なものではないが，そのための突破口として，ASW の実施には是非とも期待したい。

↘ モデル）によるシミュレーション分析したAndo and Urata（2007）や安藤（2007）でも，貿易・投資円滑化の効果は大きいという結果が出ている。貿易自由化だけではその経済効果があまり大きくないという結果を踏まえ，彼らは，貿易自由化のみならず，円滑化も重要であると主張している。

附表１　ASEAN 各国における非関税措置の実態：措置別・産業別 frequency ratio（%）

					措置別															
					1	3	4					5	6							
								(1)	(2)	(3)	(4)			(1)						(2)
	産業	全体	コア	非コア											(1a)	(1b)	(1i)	(1ii)	(1iii)	(1iv)	
ブルネイ	1	90	54	50	.	.	54	54	.	2	.	.	50	50	.	11	.	50	.	.	29
	2	96	23	96	.	.	23	22	6	0	.	.	96	96	.	4	.	4	96	.	96
	3	100	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	100	100	.	.	.	100	.	.	.
	4	24	24	.	.	.	24	13	20	11	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	5	2	2	.	.	.	2	1	1	1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	6	100	71	100	.	100	71	70	6	4	.	.	4	4	4	4	.	4	.	.	.
	7	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	8	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	9	86	86	86	.	86	86	86	86	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	10	13	13	.	.	.	13	13	.	13	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	11	0	0	.	.	.	0	0	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	12	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	13	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	14	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	15	1	1	.	.	.	1	.	.	1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	16	100	69	36	.	36	69	5	64	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	17	57	20	57	.	57	20	20	.	.	.	.	18	18	.	18	.	.	.	.	.
	18	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	19	100	100	100	.	100	100	100	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	20	13	13	.	.	.	13	3	.	10	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	21	14	.	14	.	14	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
カンボジア	1	80	37	80	.	.	37	37	.	.	.	.	80	80	.	.	.	80	.	.	.
	2	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	3	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	4	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	5	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	6	9	9	.	.	.	9	8	.	4	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	7	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	8	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	9	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	10	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	11	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	12	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	13	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	14	17	.	17	.	17	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	15	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	16	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	17	25	25	.	.	.	25	25	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	18	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	19	100	100	.	.	.	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	20	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	21	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
インドネシア	1	100	37	100	100	.	37	37	.	6	.	.	92	92	2	53	.	82	51	.	.
	2	100	21	100	100	3	21	21	0	.	.	1	66	66	.	64	.	2	61	.	21
	3	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	.	100	100	.	.	.	.	100	.	.
	4	100	100	100	100	13	100	100	11	.	.	8	100	100	100	100	.	100	40	.	100
	5	100	29	100	100	.	29	29	1	.	.	28	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	6	100	100	100	100	.	100	8	42	100	.	1	12	12	8	8	4	4	.	.	4
	7	100	59	100	100	.	59	59	.	2	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	8	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	9	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	.	11	11	.	.	11	.	.	.	.
	10	100	87	100	100	.	87	.	.	87	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	11	100	0	100	100	69	0	.	.	0	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	12	100	.	100	100	45	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	13	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	14	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	15	100	1	100	100	1	1	1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	16	100	100	100	100	16	100	100	.	100	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	100
	17	100	70	100	100	.	70	70	.	.	.	.	18	18	.	.	18	.	.	.	.
	18	100	.	100	100	5	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	19	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	20	100	.	100	100	11	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	21	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

（続き）

				措置別																
				1	3	4					5	6								
							(1)	(2)	(3)	(4)			(1)							(2)
	産業	全体	コア	非コア										(1a)	(1b)	(1i)	(1ii)	(1iii)	(1iv)	
ラオス	1	73	.	73	.	.	.	.	.	.	.	.	73	73	.	.	.	73	.	.	.
	2	2	.	2	.	.	.	.	.	.	.	.	2	2	.	.	.	.	.	2	.
	3	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	4	43	.	43	.	.	.	.	.	.	.	.	43	43	.	.	.	43	.	.	.
	5	36	.	36	.	.	.	.	.	.	.	.	36	36	.	.	6	3	.	27	.
	6	65	.	65	.	.	.	.	.	.	.	.	65	65	.	.	58	0	.	7	.
	7	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	8	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	9	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	10	3	.	3	.	.	.	.	.	.	.	.	3	3	.	.	.	.	.	3	.
	11	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	12	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	13	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	14	23	.	23	.	.	.	.	.	.	.	.	23	23	.	.	.	.	.	23	.
	15	15	.	15	.	.	.	.	.	.	.	.	15	15	.	.	15	.	.	.	.
	16	1	.	1	.	.	.	.	.	.	.	.	1	1	.	.	.	.	.	1	.
	17	51	.	51	.	.	.	.	.	.	.	.	51	51	.	.	.	.	.	51	.
	18	5	.	5	.	.	.	.	.	.	.	.	5	5	.	.	.	.	.	5	.
	19	24	.	24	.	.	.	.	.	.	.	.	24	24	.	.	.	.	.	24	.
	20	4	.	4	.	.	.	.	.	.	.	.	4	4	.	.	.	.	.	4	.
	21	14	.	14	.	.	.	.	.	.	.	.	14	14	.	.	.	.	.	14	.
マレーシア	1	96	95	96	.	.	95	95	.	3	.	.	96	96	.	.	.	96	61	.	.
	2	96	62	96	.	1	62	62	.	.	.	1	96	96	.	.	.	96	61	.	.
	3	96	30	91	.	.	30	30	.	.	.	.	91	91	.	.	2	91	9	.	.
	4	86	23	83	.	.	23	23	2	.	.	.	83	83	.	.	.	83	4	.	.
	5	43	41	32	.	.	41	41	.	.	.	.	32	32	.	.	2	30	29	.	.
	6	82	79	7	.	.	79	79	.	0	.	.	7	7	.	.	3	4	0	.	.
	7	60	60	0	.	.	60	22	.	59	.	.	0	0	.	.	0	.	.	.	.
	8	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	9	65	65	36	.	8	65	65	.	.	.	.	36	36	.	.	.	36	36	.	.
	10	77	77	.	.	.	77	77	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	11	5	5	.	.	.	5	5	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	12	2	2	2	.	2	2	2	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	13	13	8	12	.	.	8	8	.	.	.	.	12	12	.	.	5	7	7	.	.
	14	6	.	6	.	6	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	15	37	36	30	.	.	36	36	.	.	.	.	30	30	.	29	1	.	.	.	.
	16	21	15	7	.	.	15	14	.	2	.	.	7	7	.	.	7	.	.	.	.
	17	28	4	23	.	23	4	4	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	18	5	5	3	.	.	5	5	.	.	.	.	3	3	.	.	3	.	.	.	.
	19	5	5	.	.	.	5	.	.	5	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	20	30	27	3	.	.	27	20	.	7	.	.	3	3	.	.	3	.	.	.	.
	21	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
ミャンマー	1	100	100	10	.	.	100	100	100	.	.	.	10	10	.	.	.	10	.	.	.
	2	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	3	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	4	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	5	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	6	100	100	13	.	.	100	100	100	.	.	.	13	13	.	13	.	.	.	.	.
	7	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	8	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	9	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	10	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	11	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	12	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	13	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	14	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	15	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	16	100	100	36	.	.	100	100	100	.	.	.	36	36	.	.	36	.	.	.	.
	17	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	18	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	19	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	20	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	21	100	100	.	.	.	100	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

（続き）

					措置別															
					1	3	4					5	6							
								(1)	(2)	(3)	(4)			(1)						(2)
	産業	全体	コア	非コア											(1a)	(1b)	(1i)	(1ii)	(1iii)	(1iv)	
フィリピン	1	100	25	100	100	.	25	.	25	.	.	100	11	11	.	11	.	.	11	.	.
	2	100	30	100	100	.	30	28	3	.	.	100	28	.	.	.	.	.	.	.	28
	3	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	4	100	8	100	100	.	8	.	8	.	.	100	1	1	.	1	.	.	1	.	.
	5	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	3	3	.	3	3	.	.	.	.
	6	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	7	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	8	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	9	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	10	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	11	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	12	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	13	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	1	1	.	1	1	.	.	.	.
	14	100	49	100	100	.	49	.	.	49	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	15	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	100	100	.	3	100	.	.	.	.
	16	100	0	100	100	.	0	0	.	.	.	100	36	36	.	1	36	.	.	.	.
	17	100	57	100	100	.	57	57	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	18	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	19	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	20	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	21	100	.	100	100	.	.	.	.	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.
シンガポール	1	93	11	92	.	92	11	10	.	1	.	.	9	9	6	3	.	.	.	.	.
	2	40	6	38	.	38	6	6	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	3	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	4	9	4	5	5	.	4	4	.	4	.	.	5	5	5	.	.	5	.	.	1
	5	50	47	3	3	.	47	47	.	1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	6	73	73	5	.	0	73	26	.	72	.	.	4	4	4	.	.	.	.	.	.
	7	0	0	.	.	.	0	0	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	8	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	9	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	10	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	11	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	12	2	2	.	.	.	2	2	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	13	1	1	.	.	.	1	1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	14	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	15	0	0	.	.	.	0	0	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	16	38	36	38	.	1	36	0	.	36	.	.	38	38	38	.	38	.	.	.	.
	17	57	57	57	57	.	57	.	.	57	.	.	57	57	.	.	57	.	.	.	.
	18	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	19	100	100	.	.	.	100	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	20	8	8	.	.	.	8	4	.	5	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	21	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
タイ	1	39	2	39	.	.	2	.	2	.	.	.	39	39	.	36	.	39	.	.	.
	2	13	10	13	.	.	10	0	10	.	.	.	13	12	.	0	.	10	8	.	13
	3	17	17	17	.	.	17	.	9	.	9	.	17	17	4	.	13	4	.	.	.
	4	27	27	13	.	.	27	4	5	.	21	.	13	13	.	.	.	13	1	.	.
	5	9	2	7	.	7	2	2	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	6	3	2	1	.	.	2	2	.	.	.	.	1	1	1	1	.	1	.	.	.
	7	5	5	.	.	.	5	2	.	3	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	8	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	9	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	10	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	11	24	0	24	.	24	0	0	0	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	12	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	13	6	6	.	.	.	6	6	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	14	4	4	.	.	.	4	4	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	15	1	1	.	.	.	1	.	.	1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	16	1	1	0	.	0	1	0	.	1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	17	10	10	4	.	.	10	10	.	1	.	.	4	4	.	4	.	.	.	.	.
	18	13	.	13	.	4	.	.	.	.	.	.	9	9	3	9	.	.	.	.	.
	19	100	100	.	.	.	100	.	.	100	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	20	35	2	35	.	.	2	1	.	2	.	.	35	35	2	35	34	.	.	.	.
	21	29	29	.	.	.	29	29	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

（続き）

				措置別																	
				1	3	4					5	6									
							(1)	(2)	(3)	(4)			(1)								(2)
	産業	全体	コア	非コア										(1a)	(1b)	(1i)	(1ii)	(1iii)	(1iv)		
ベトナム	1	11	0	10	.	10	0	.	0	.	.	.	4	4	.	.	.	4	.	.	.
	2	60	1	59	.	.	1	.	.	1	.	.	59	59	.	.	.	59	.	.	.
	3	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	4	24	4	22	9	.	4	.	4	.	.	3	13	13	.	.	.	13	.	.	.
	5	17	9	8	8	.	9	.	1	9	.	8	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	6	14	4	10	0	2	4	.	3	1	.	0	10	10	1	.	.	10	.	0	.
	7	14	8	7	.	.	8	.	.	8	.	.	7	7	.	.	.	7	.	.	.
	8	28	28	.	.	.	28	.	.	28	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	9	13	13	.	.	.	13	.	.	13	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	10	27	9	26	.	19	9	.	.	9	.	3	7	7	.	.	.	7	.	.	.
	11	69	68	0	.	.	68	.	.	68	.	.	0	0	.	.	.	0	.	.	.
	12	84	84	.	.	.	84	.	.	84	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	13	12	12	.	.	.	12	.	.	12	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	14	13	6	8	.	.	6	.	.	6	.	.	8	8	.	.	.	8	.	.	.
	15	13	6	7	.	1	6	.	.	6	.	1	5	5	.	.	.	5	.	.	.
	16	29	20	12	1	11	20	.	.	20	.	2	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	17	41	34	21	8	7	34	.	.	34	.	7	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	18	77	23	68	.	68	23	.	.	23	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	19	81	81	.	.	.	81	.	.	81	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
	20	54	42	15	.	4	42	.	.	42	.	.	1	1	.	.	.	1	.	14	.
	21	86	71	43	.	43	71	.	.	71	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

データ出所：ASEAN 事務局の非関税措置データと UN Comtrade から入手した関税品目データをもとに，HS 6 桁レベルで筆者計測。

注：非関税措置の分類については，表 2 の注を参照のこと。産業分類については，以下の通りである。1 . 動物（生きているもの）および動物性生産品（HS01-05），2 . 植物性生産品（HS06-14），3 . 動物性または植物性の油脂その分解生産物，調製食用脂，物性または植物性のろう（HS15），4 . 調製食料品，飲料，アルコール，食酢，たばこおよび製造たばこ代用品（HS16-24），5 . 鉱物性生産品（HS25-27），6 . 化学工業の生産品（HS27-38），7 . プラスチックおよびゴム・これらの製品（HS39-40），8 . 皮革および毛皮・これらの製品，動物用装着具，旅行用具，ハンドバッグその他これらに類する容器・腸の製品（HS41-43），9 . 木材およびその製品，木炭，コルクおよびその製品・わら，エスパルトその他の組物材料の製品・かご細工物（HS44-46），10. 木材パルプ，繊維素繊維を原料とするその他のパルプ，古紙・紙および板紙・これらの製品（HS47-49），11. 紡織用繊維およびその製品（HS50-63），12. 履物，帽子，傘，つえ，シートステッキおよびむち・これらの部分品，調製羽毛，羽毛製品，造花・人髪製品（HS64-67），13. 石，プラスター，セメント，石綿，雲母その他これらに類する材料の製品，陶磁製品・ガラスおよびその製品（HS68-70），14. 天然または養殖の真珠，貴石，半貴石，貴金属および貴金属を張った金属ならびにこれらの製品，身辺用模造細貨類・貨幣（HS71），15. 卑金属およびその製品（HS72-83），16. 機械類および電気機器・これらの部分品・録音機，音声再生機・テレビジョンの映像および音声の記録用または再生用の機器・これらの部分品および附属品（HS84-85），17. 車両，航空機，船舶および輸送機器関連品（HS86-89），18. 光学機器，写真用機器，映画用機器，測定機器，検査機器，精密機器，医療用機器，時計および楽器・これらの部分品および附属品（HS90-92），19. 武器および銃砲弾・これらの部分品・附属品（HS93），20. 雑品（HS94-96），21. 美術品，収集品および骨董（HS97）である。

参 考 文 献

安藤光代（2007）「ASEAN+6FTA の経済的効果：CGE モデルによる分析」『ASEAN+6経済連携の意義と課題』日本経済研究センター

石川幸一（2008）「ASEAN 経済統合の現状と展望および日中韓との FTA と通商戦略」『我が国の東アジア FTA/EPA 形成の在り方――日本企業の競争力維持強化の観点から――』日本機械輸出組合

東洋経済新報社（2008）『2008年版海外進出企業総覧【国別編】』東洋経済新報社

日本機械輸出組合（2008）『2008年版各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』http://www.jmcti.org/mondai/top.html

日本貿易振興機構（2009）「ジェトロ海外情報ファイル」http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/country.do

三菱総合研究所（2008）『平成19年度　ASEAN 地域輸出入促進・貿易円滑化に係るアセアンシングルウィンドウ構築支援調査――報告書――』

Ando, Mitsuyo（2005）"Estimating Tariff Equivalents of Non-tariff Measures in APEC Member Economies". In Philippa Dee and Michael Ferrantino eds., *Quantitative Methods for Assessing the Effects of Non-tariff Measures and Trade Facilitation*, Singapore: World Scientific Pub Co Inc.

Ando, Mitsuyo and Fukunari Kimura（2005）"The Formation of International Production and Distribution Networks in East Asia". In Takatoshi Ito and Andrew Rose, eds., *International Trade*（*NBER-East Asia Seminar on Economics, Volume 14*）, Chicago: The University of Chicago Press.

Ando, Mitsuyo and Shujiro Urata（2007）"The Impacts of East Asia FTA: A CGE Model Simulation Study" *Journal of International Economic Studies* Vol. 11. No. 2.

Ando, Mitsuyo and Ayako Obashi（2009）"The Pervasiveness of Non-tariff Measures in ASEAN: Evidences from the Inventory Approach to By-type NTMs". Mimeo.

ASEAN Secretariat（2008）*ASEAN Economic Community Blueprint*, Jakarta: The ASEAN Secretariat.

Baldwin, Robert E.（1970）, *Nontariff Distortions of International Trade*, Washington, DC: The Brookings Institution.

Bosworth, Malcolm（1999）, "Non-Tariff Measures as Trade Barriers-Yesterday's Problem or What?" Presented at the OECD Workshop with Non-Member Economies on Barriers to Trade in Goods and Services in the Post-Uruguay Round Context.

De Dios, Lorell C.（2007）"Non-tariff Barriers to Trade in the ASEAN Priority Goods", In Denis Hew eds., *Brick by Brick*, Singapore: ISEAS.

Deardorff, Alan V. and Robert M. Stern（1998）, *Measurement of Nontariff Barriers*, Ann Arbor: University Michigan Press.

Urata, Shujiro, Mitsuyo Ando, and Kazuyori Ito（2007）*Survey on Investment Liberalization and Facilitation 'Obstacles to FDI in the APEC Economies: A Study Based on the JMC Firm Survey*（APEC#207-CT-01.10）, available at http://www.apec.org/apec/publications/free_downloads/2007.html.

World Bank（2008）Doing Business - Measuring Business Regulations –, available at http://www.doingbusiness.org/.

World Economic Forum（2008）*Global Competitiveness Report 2008-2009*. Available at http://www.weforum.org/en/initiatives/gcp/Global%20Competitiveness%20Report/index.htm

World Trade Organization（WTO）, International Trade Center（ITC）, and United Nations Conference on Trade and Development（UNCTAD）（2008）*World Tariff Profiles 2008*, available at http://www.wto.org/english/res_e/reser_e/tariff_profiles_e.htm